

【新旧対応表】

	旧	新
第10条 利用料等の支払い	1.お客さまは、決済サービスの利用について、当社所定の初期費用および利用料（以下「利用料等」といいます。）を当社に支払うものとします。なお、当社は、第4条にしたがいお客さまが当社に届け出た送付先に利用料等の請求書を送付するものとします。	1.お客さまは、決済サービスの利用について、当社所定の初期費用および利用料（以下「利用料等」といいます。）を当社に支払うものとします。なお、当社は、当社所定の方法でお客さまに対し、利用料等の通知をするものとします。
第28条 総論	1.お客さまは、決済サービスを利用することにより、銀行法に定める電子決済等代行業に該当する場合には、あらかじめ、銀行法に基づき要求される登録および当社への連絡を行うものとし、銀行法令その他ガイドライン等を遵守するものとします。	1.お客さまが、電子決済等代行業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第2条第17項、以下、「電子決済等代行業者」といいます。）に該当する場合で、決済サービスを利用するには、あらかじめ、関連法令等により要求される登録が完了したことおよび銀行法に関する法律等の法令その他監督官庁から発出されたガイドライン等を遵守することを前提として、当社に対して決済サービス利用の申込をするものとし、当社が当社の審査基準を満たしていると判断した場合のみ、決済サービスの利用を認めるものとします。
資金移動業者が口座連携を行う場合の特則 第32条(総論)	右記のとおり規定追加	1. お客さまが、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第2条第2項、以下、「資金移動業者」といいます。）に該当する場合で、XML口座振替サービスおよび口座振替リアルタイム契約サービス等を利用するには、あらかじめ、関連法令等により要求される登録が完了したことおよび資金決済に関する法律等の法令その他監督官庁から発出されたガイドライン等を遵守することを前提として、当社に対してXML口座振替サービスおよび口座振替リアルタイム契約サービス等の利用の申込をするものとし、当社が当社の審査基準を満たしていると判断した場合のみ、XML口座振替サービスおよび口座振替リアルタイム契約サービス等の利用を認めるものとします。 2. お客さまが資金移動業者に該当する場合には、前条までの各規定、本条及び次条の各規定に加えて、当社が別途定める「資金移動業者が口座連携を行う場合の特約」が適用されるものとし、それらの各規定と「資金移動業者が口座連携を行う場合の特約」が矛盾抵触する場合は、「資金移動業者が口座連携を行う場合の特約」が優先して適用されるものとします。
第33条（顧客への補償等）	右記のとおり規定追加	XML口座振替サービスおよび口座振替リアルタイム契約サービス等に係る資金移動業者の業務に関して、当該資金移動業者の顧客に損害が生じた場合の当社と資金移動業者との間の損害賠償責任の分担やその他の事項は、「資金移動業者が口座連携を行う場合の特約」に定めるとおりとします。